



関連記事2ページに掲載

## 目次

- p.02~03 まちのトピックス
- p.04~05 同和問題啓発強調月間
- p.06 田川保護区保護司会からのお知らせ
- p.07 令和3年度の最終予算についてお知らせ
- p.08~11 国民健康保険からのお知らせ
- p.12~13 後期高齢者医療制度に関するお知らせ
- p.14~17 くらしの情報館・防災vol.70など

- p.18 健康ひろば
- p.19 社協だより やすらぎ
- p.20 ひまわりの種vol.12・俳句・年金だより など
- p.21 協力隊コラム・文化財のはなし など
- p.22 糸田アラカルト
- p.23 図書館・町の人口・編集後記
- p.24 新型コロナウイルスワクチンに関するお知らせ

5月  
21日

## 初夏の大熱戦

## ●中学校体育会●

初夏を感じる青空の下、中学校で体育会が開催されました。  
今年は「壮士凌雲～限界の先に突き進め～」をスローガンに、

赤・青・黄のブロックに分かれ大熱戦の競技を繰り広げました。

ブロック代表で挑んだ大縄跳びでは、大きな掛け声とともに、決められた時間内に1回でも多く跳ぼうと全員が一丸となって取り組んでいました。

また3年生の表現としておこなわれたソーラン節では、真剣な眼差しで一糸乱れぬ動きを披露。観にきた保護者や地域の人たちに感動を与える体育会でした。

6月  
2日

## 美味しく健康食を摂ろう

## ●糸田町食生活改善推進会から弁当配布●



上糸田公民館で、糸田町食生活改善推進会から健康増進や健康寿命の延伸を目的とした健康食の配布事業がおこなわれました。

参加者は「みんなで集まって、お話しできて楽しかった」「お弁当をもらえて、食べるのが楽しみ」と笑顔で話しました。

5月  
4日 グラウンドゴルフで交流深めて

## ●糸田町グラウンドゴルフクラブ大会●

町民グラウンドで、糸田町グラウンドゴルフクラブ大会がおこなわれました。

糸田町総合型スポーツクラブのグラウンドゴルフクラブが主催し、町内から18人の参加者が集まりました。結果は以下のとおりです(敬称略)。

◆男子 1位 … 岩下 一夫 2位 … 松岡 久

3位 … 荒田 昌宏

◆女子 1位 … 小野田 順子 2位 … 松岡 斐子

3位 … 石井 政子

5月  
12日

## 列車で行こう

## ●町立保育所の平成筑豊鉄道乗車体験●

町立保育所の園児51人が平成筑豊鉄道の乗車体験をしました。

鉄道は糸田駅から金田駅まで約7分ほどで、乗車中に園児たちが「すごい早いね～」など言つているとあつという間に到着。あいにくの雨でしたが、傘を差しながらの鉄道見学が始まり、列車の形をした郵便ポストを見るなど、駅舎内を平成筑豊鉄道の社員が案内してくれました。

また、園児たちが停車場の車両に乗って、洗車を見学する時間もあり、車内から窓越しに見るブラシや洗い流す水の迫力に驚いていました。

最後には平成筑豊鉄道のマスコットキャラクターである「ちくまるくん」と記念写真を撮った後、糸田駅に帰ってきました。大満足の園児たちは楽しい時間を過ごしました。

6月  
2日

## 美味しく健康食を摂ろう

## ●糸田町食生活改善推進会から弁当配布●



上糸田公民館で、糸田町食生活改善推進会から健康増進や健康寿命の延伸を目的とした健康食の配布事業がおこなわれました。

参加者は「みんなで集まって、お話しできて楽しかった」「お弁当をもらえて、食べるのが楽しみ」と笑顔で話しました。

5月  
21日 色とりどりの「土曜サークル」

## ●開講式●



小学校の中庭で「土曜サークル」の開講式がおこなわれました。

本年度は料理教室・野外教室・パソコン教室・クラフト教室・折り紙教室・書道教室の6教室で64人の児童が参加します。

土曜サークルは月1回の活動で、学校や家庭では体験しにくい活動をとおして、生きる力を学ぶことができます。児童たちはこれから1年間、新しいことにチャレンジしていきます。

## 人権相談窓口

### ふくおか 人権ホットライン

※弁護士による無料電話法律相談  
電話092-724-2644  
(毎月第4金曜日  
午後3時～午後6時)

### みんなの人権110番

電話0570-003-110  
(平日  
午前8時30分～午後5時15分)

### 子どもの人権110番

電話0120-007-110  
(平日  
午前8時30分～午後5時15分)

### 女性の人権ホットライン

DV、セクハラ、ストーカーなど、女性の人権問題について  
電話0570-070-810  
(平日  
午前8時30分～午後5時15分)

### 法務省人権相談窓口



### 外国語での人権相談 ダイヤル(10言語対応)

電話0570-090-911  
(平日 午前9時～午後5時)



「差別はすべて人によって作られたもの」ならば、人によつてなくすことができるはずです。  
同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するためには「わたしには関係ない」「難しいことだし分からぬ」と放置することではなく、一人ひとりが少しずつ関心を持ち、正しい知識を学ぶことが重要です。一人が関心をもつて家庭や近所で話してつながって、大きな力で社会から差別をなくしていきましょう。昨年度より情報発信の一環として、広報誌での「ひまわりの種(コラム)」の掲載だけでなく、役場住民センター入口付近にて「人

権コーナー」を設置し毎月更新していますので、役場に来庁した際は、ぜひご覧ください。

■糸田町の児童・生徒たちの人权作品を展示  
小・中学校 町立保育所の生徒・児童たちが制作した人权ポスターなどの設置など様々な啓発活動に取り組みます。

### 期間中の 取り組み

※今年度の「同和問題啓発強調月間講演会」は、新型コロナウイルス感染症対策として中止します。



糸田町人権推進課／糸田町人権・同和教育推進協議会



7月は

# 差別のない 明るいまちづくりを 「同和問題啓発 強調月間」です

問合せ 人権推進課 電話26-4024

私たちとは、それぞれ異なった環境に生まれ、たった一度の人生を精いっぱい生きています。そんな中、生まれた環境は本の意思ではどうしようもないことなのに、特定の地域に生まれ育ち、暮らしているということがあります。

また、就職・結婚といった誰もが平等に持つているはずの権利が、本人の責任ではない不当な理由で傷つけられている人がいます。

福岡県では、同和問題の早期解決を目指し、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。期間中は県内すべての市町村で、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施されています。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」さんはこの言葉を知っていますか？この言葉は大正11（1922）年3月3日、被差別部落の人々の解放を目指して設立された「全国水平社」の創立大会で読み上げられた水平社宣言の最後の一節です。この宣言から100年後の今を節目に、人権が尊重される豊かな社会をつくるためにはどうしたらよいか、皆さんで考えてみましょう。

差別はまだなくなつていません。インターネットやSNSを悪用して、差別を助長する表現やデマ、個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みなど、差別は形を変え、ますます巧妙で陰湿になつております。いまだ差別は後を絶ちません。

### 今年は全国水平社 創立100周年です



### 同和問題とは

日本における歴史の中で形づけられた身分制度により、一部の人々は長い間、住む場所、職業、結婚、交際、生活のあらゆる面で厳しい制限を受け、差別されました。同和問題は「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常のさまざまな場面で差別を受ける問題を言い、現在も残っている重要な問題です。

## 令和3年度の最終予算についてお知らせします

一般会計予算 85億9千4百万円

(996,175円) ( )内は令和3年度一人あたりの予算額

【令和4年3月末現在 人口 8,627人】



### 収入

町 税 (町民税、固定資産税) など	地方交付税 (国税として納められた後、町の財政状況などに応じて国から交付されるお金)
5億2千6百万円 (60,972円)	25億7百万円 (290,599円)
6.1%	29.2%
国庫支出金 (国から交付される補助金など)	県支出金 (県から交付される補助金など)
13億3千8百万円 (155,094円)	4億2千8百万円 (49,612円)
15.6%	5.0%
町 債 (事業などをおこなうために借りる町の借金)	その他・諸収入 (使用料、手数料、貸付金元)
23億4千3百万円 (271,589円)	14億5千2百万円 (168,309円)
27.2%	16.9%

### 地方債現在高の状況

《令和3年度末》

区分	金額
普通会計債	62億2千 万円
公営企業債	1億3千9百万円
計	63億5千9百万円(737,104円)

### 町税の状況

《令和3年度最終予算》

税目	予算額	比率
町民税	2億5千6百万円	48.7%
固定資産税	2億2千5百万円	42.8%
軽自動車税	2千9百万円	5.5%
町たばこ税	1千6百万円	3.0%
計	5億2千6百万円(60,971円)	100%

### 支 出

総務費 (戸籍、庁舎管理、財政、選挙などの経費)	民生費 (老人・障害者福祉、保育所などの経費)
6億5千万円 (75,345円)	23億6千8百万円 (274,487円)
7.6%	27.6%
衛生費 (ゴミ・し尿処理、町民の健康管理などの経費)	農林商工費 (農業・観光などの経費)
9億9千万円 (114,756円)	2億8千4百万円 (32,920円)
11.5%	3.3%
土木費 (道路、町営住宅の整備などの経費)	教育費 (小・中学校、社会教育などの経費)
6億1千1百万円 (70,824円)	25億5千5百万円 (296,163円)
7.1%	29.7%
公債費 (町債の返済などの経費)	その他 (議会、労働、消防などの経費)
5億5千4百万円 (64,217円)	5億8千2百万円 (67,463円)
6.4%	6.8%

### 企業会計の状況

《令和3年度最終予算》

	町立病院事業会計
収益的収入	8億7千9百万円
収益的支出	8億5千2百万円
差 引	2千7百万円
資本的収入	9百万円
資本的支出	5千4百万円
差 引	△ 4千5百万円



## 田川保護区保護司会からのお知らせ

### 目指すこと

7月は“社会を明るくする運動”的強調月間です。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

近年、再犯者による犯罪の割合の増加が深刻な問題として社会の重大な関心事になっています。刑法犯の認知件数は平成14年をピークに、年々減少傾向にあるものの、SNSなどに起因した犯罪被害に遭う児童は後を絶たず、大きな社会問題となっています。福岡県内の少年非情勢は、刑法犯少年の検挙補導人員などが減少傾向で推移する反面、大麻乱用少年の検挙補導人員や児童虐待による通告児童数は年々増加しており、少年問題は「非行」と「被害」の両面において、依然として憂慮すべき状況にあります。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。そして、その更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せて、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

さて、本年も7月を強調月間として、第72回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～が全国的に展開されます。

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、理解を深めてもらうための取り組み。
- (2) 犯罪・非行の防止、犯罪・非行をした人の立ち直りに力を示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み。
- (3) 保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主などの更生保護ボランティアのなり手を増やすための取り組み。

これらの目標と取り組みを掲げ、広く地域住民の理解と参加を求め、次代を担う少年の非行問題や様々なことについて話し合いをおこなうなど、地域に根ざした幅広い活動をおこなっていきたいと考えています。

住民の皆さんのが、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちや非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手を貸して、明るい社会を作りましょう。

- (4) 民間協力者と地方公共団体との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事を、住居、教育、保健医療、福祉サービスなどに関する安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと。
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかなる成長を期する取り組み。



## 国保のお役立ち情報

### CHECK 1

入院など病院代が気になる人へ  
「限度額認定証」の申請は済んでいますか？

「限度額認定証」とは、世帯ごとに応じた1か月あたりの窓口負担上限額を証明するもの。保険証と一緒に病院へ提示すれば、入院や手術でいくら高額な医療費がかかっても、上限額までしか請求されないので窓口負担が抑えられます。

発行対象は下記参照。保険証が認定証を兼ねる世帯もあるので、事前に問合せください。

#### 発行対象

- ① 70歳未満
- ② 70歳以上で現役並みⅠ・Ⅱ
- ③ 70歳以上で低所得Ⅰ・Ⅱ

①～③の条件に該当して、かつ完納世帯であること

#### 必要書類

- 保険証
- 証明が必要な人のマイナンバー
- 別世帯の人が来る場合は委任状

### CHECK 2

毎月の病院代が高い人へ  
高額療養費の払い戻しは利用していますか？

高額療養費とは、1か月にかかった病院代が限度額を超えたときに払い戻しを受けられる制度です。限度額は年齢や世帯ごとに異なるので事前に問合せください。なお、払い戻しが決定しても滞納があれば保険税に充てられます。

#### 【払い戻しの案内通知を2か月ごとに郵送】

5,000円以上の支給見込み世帯には、2か月ごとに案内を郵送しています（必ず払い戻しが受けられるわけではありません）。なお、通知が届かなくても対象になる場合があるので、毎月自分で領収書を確認してください。申請に必要な書類は下記参照。

#### 必要書類

- 保険証
- 病院の領収書
- 受診した人のマイナンバー
- 世帯主名義の通帳

#### 申請期限

- 診療月から2年間

## 保険証は正しく使いましょう !!

- ◆ 新しい健康保険に加入したら速やかに国保の喪失手続きをし、保険証は返却してください。
- ◆ 国保喪失後は、必ず現在かかっている医療機関や薬局などに新しい保険証を提示し、保険証が変更になったことを医療機関などに伝えてください。

※本町の国保喪失後に国保の保険証で医療機関などに受診した場合は、町が医療機関に支払った金額を世帯主から返還し、その後、受診時に加入していた健康保険組合などに世帯主本人が請求する流れになります。



## 令和4年度国保のココをチェック

# 国民健康保険

問合せ 健康福祉課 電話 26-1241

### 保険証の更新 その1

- 7月中に世帯主宛に書留郵送
- 新しい保険証は8月から使えます

国保加入者分の保険証が一人1枚ずつそろっているか、住所・氏名・生年月日など内容を確認してください。誤りがあった場合は連絡をお願いします。また、ジェネリックシール（後発医薬品を希望する表示）を同封するので、保険証やケースに貼って利用ください。

有効期限を過ぎた保険証は役場に返却するか、自分で破棄するなど適正に処分をお願いします。なお、新保険証は身分証明にもなるので紛失しないよう取扱いに十分注意しましょう。

### 【保険証有効期限】

令和5年 7月31日(月)まで

### 保険証の更新 その2

- 7月中は郵便局
- 8月以降は健康福祉課へ

書留で郵送するため、郵便配達時に不在で受け取れなかった場合、保険証は郵便局で一時保管されます。投函された「郵便物お預かりのお知らせ」の連絡先に問合せください。8月以降は健康福祉課に連絡してください。窓口で受け取る際は、本人確認のため免許証などの身分証明書が必要です。代理人の場合は委任状も用意してください。



### 保険証の更新 その3

- 分割納付中・  
滞納がある世帯は短期証

期限の短い短期保険証を郵送します。  
対象は5月末時点で滞納がある世帯です。

短期保険証が交付された後に完納したときは、短期保険証と納付確認のための領収書を健康福祉課窓口に持参してください。

保険証の更新は原則窓口で受け付けますので、期限前に更新に来てください。

保険証の更新や  
限度額について



### 保険証の裏には 臓器提供意思表示欄

記入は任意。記入したら台紙付属の保護シールを上から貼ってください。

## 保険税は 納期限内に納めましょう

保険税を滞納すると、高額療養費の限度額認定が受けられません。さらに、未納期間に応じて次のような措置がとられます。



そのまま放置すると



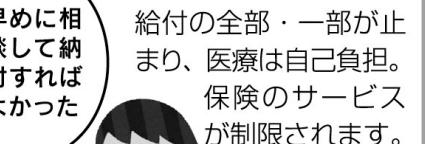
納期から1年～

資格者証の交付



納期から1年半～

給付差し止め



## その2 所得が低い世帯には 均等割・平等割を軽減

所得が下記条件に該当すれば軽減が受けられ、保険税が安くなります。条件にあてはまるかどうか確認してみましょう。軽減判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含めてください。

均等割・平等割

条件

**7**  
割軽減

前年の所得が $43\text{万円} + \{10\text{万円} \times (\text{給与所得者数} - 1)\}$ 以下の世帯

**5**  
割軽減

前年の所得が $43\text{万円} + \{28万5,000\text{円} \times \text{加入者数}\} + \{10\text{万円} \times (\text{給与所得者数} - 1)\}$ 以下の世帯

**2**  
割軽減

前年の所得が $43\text{万円} + \{52\text{万円} \times \text{加入者数}\} + \{10\text{万円} \times (\text{給与所得者数} - 1)\}$ 以下の世帯

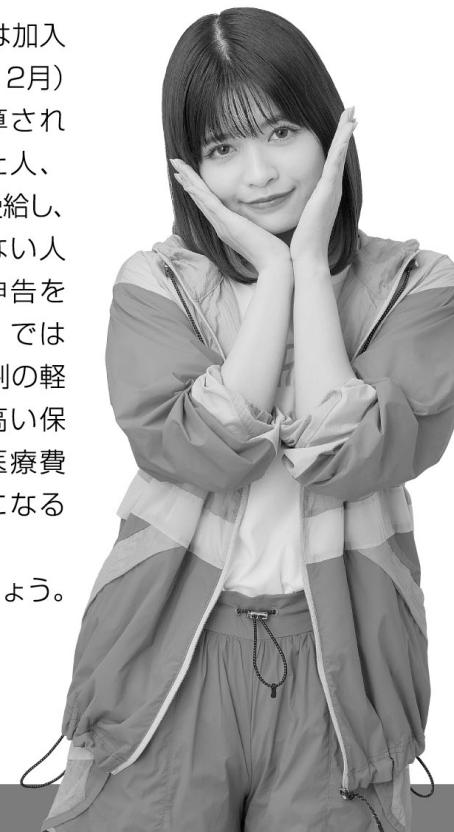
未就学児がいる世帯の人へ 新制度

未就学児であれば均等割額が $5/10$ 軽減。低所得世帯ですでに $7 \cdot 5 \cdot 2$ 割軽減されている場合は、その軽減後の均等割額がさらに $5/10$ 軽減されます。

## その3 住民税申告はお済みですか？ 「未申告」だと…

令和4年度の国保税は加入者の令和3年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。所得がなかった人、障害・遺族年金のみを受給し、扶養親族になっていない人も申告が必要です。申告をしておらず「未申告」ではその2の均等割・平等割の軽減の対象外となり、高い保険税が課されたり、医療費の自己負担額が高額になる場合があります。

忘れずに申告しましょう。



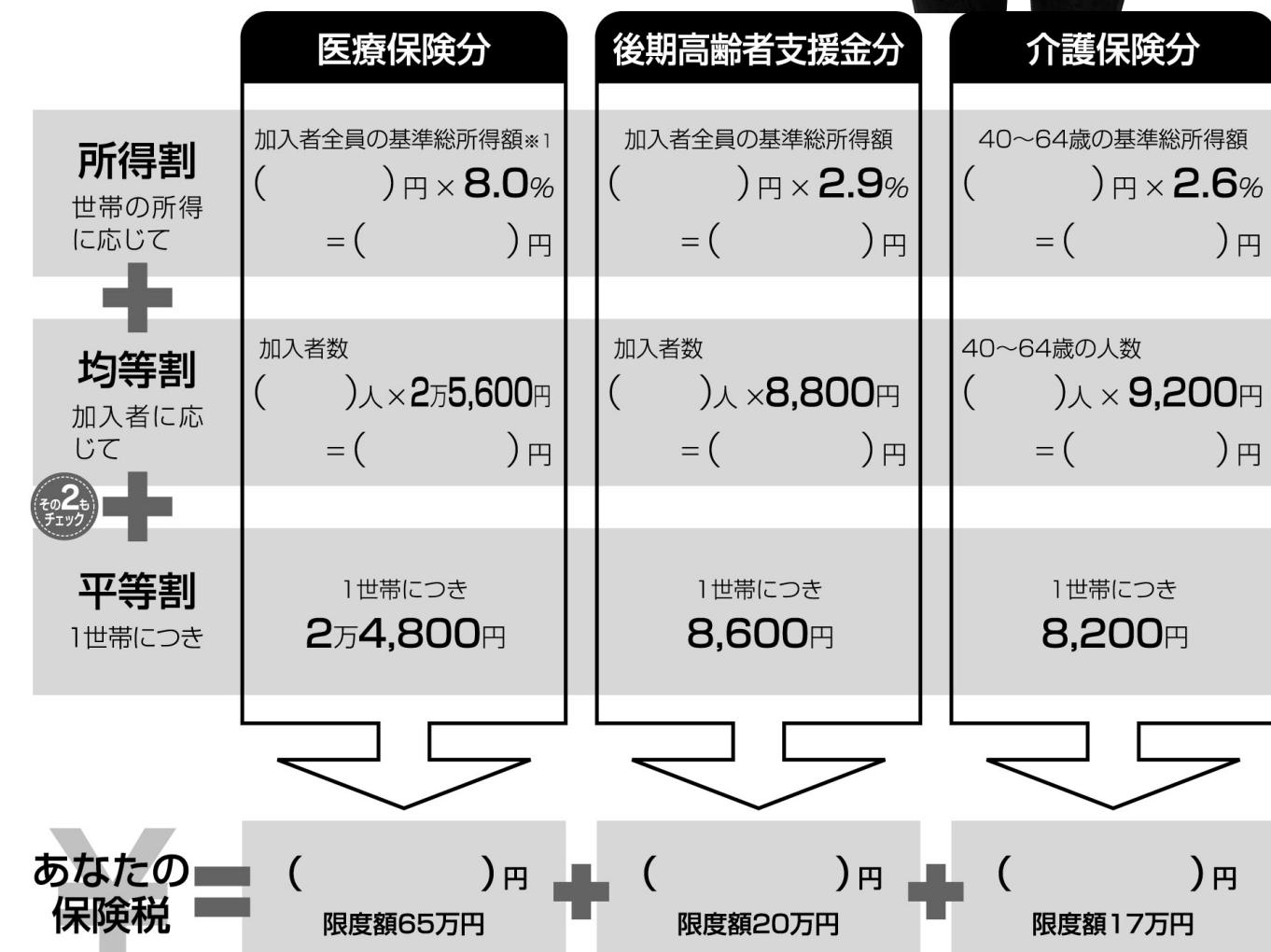
# 保険税の改定

問合せ 健康福祉課 国民健康保険係 電話 26-1241

国保の保険税率は毎年見直しをおこなっています。令和4年度は次のとおり変わりました。保険税は皆さんの医療費にあてられる国保の貴重な財源なので、必ず納期限内に納めましょう。

## その1 保険税がいくらになるか計算してみませんか 本年度の保険税率を見直し

国保税は国保加入者の所得や年齢、人数などに応じて計算されます。下表の項目に数値を入れて、あなたの世帯の保険税を計算してみましょう。前年と同じ所得でも、税額が増減する場合があります。保険税の決定は7月に送付する「納税通知書」で確認してください。



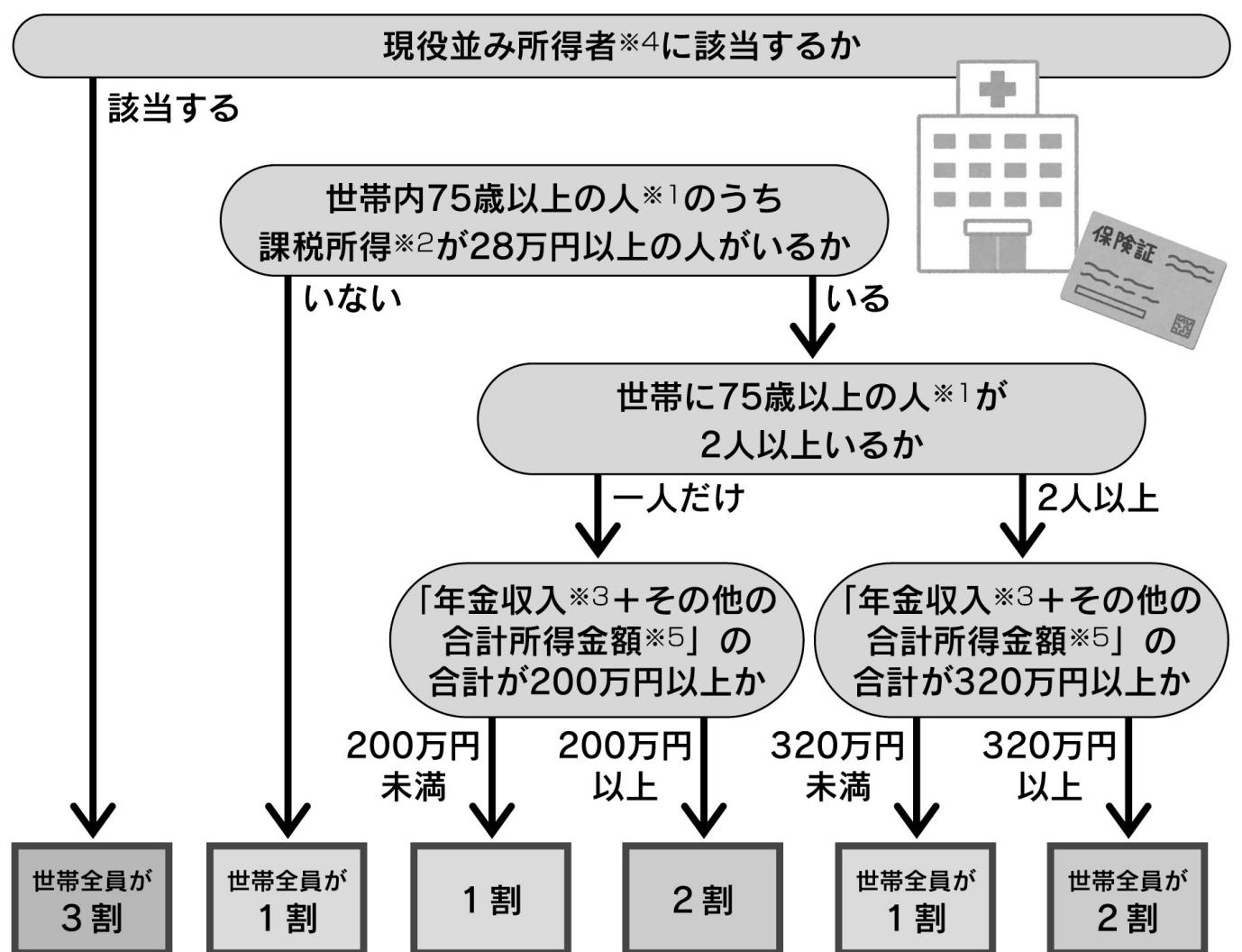
\*1 基準総所得額…前年の総所得額等 - 基礎控除43万円(マイナスの場合は0で計算)



# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判断します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。  
(令和3年中の所得をもとに、令和4年9月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の人(65~74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)。

※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除【基礎控除や社会保険料控除等】などを差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。

※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の  
金額のことです。

## 一定以上の所得のある人(75歳以上の人など) の医療費の窓口負担割合が変わります

問合せ 健康福祉課 電話26-1241



- 10月1日(土)から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人など)は、現役並み所得者(窓口負担割3割)をのぞき、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の人です。



被保険者全体  
の約20%

9月30日(金)まで

区分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割

一般所得者など※  
1割

10月1日(土)から

区分	医療費 負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得 のある人	2割

一般所得者など※  
1割



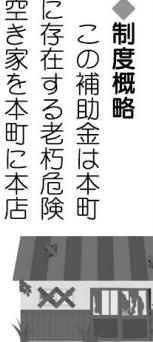
※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。

くらしの情報館について  
掲載している情報は6月現在です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、変更もしくは中止となる場合があります。どうぞ承りください。開催情報などは問合せ先に連絡をお願いします。



スケジュール  
現在では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、変更もしくは中止となる場合があります。どうぞ承りください。開催情報などは問合せ先に連絡をお願いします。

## 糸田町老朽危険空き家等解体撤去工事補助金について(再募集)



この補助金は本町に存在する老朽危険空き家を本町に本店または支店などを有する解体撤去業者が解体撤去する場合、建物のみの撤去にかかる費用の半額(上限50万円)を所有者などに補助するものです。

町内に存在する老朽危険空き家等の解体撤去を促進することにより、町民にとって安心安全な生活環境の確保およびその改善並びに地域経済の活性化を図ることを目的とします。

申請には様々な条件や、必要

### 制度概略

この補助金は本町に存在する老朽危険空き家を本町に本店または支店などを有する解体撤去業者が解体撤去する場合、建物のみの撤去にかかる費用の半額(上限50万円)を所有者などに補助するものです。

町内に存在する老朽危険空き家等の解体撤去を促進することにより、町民にとって安心安全な生活環境の確保およびその改善並びに地域経済の活性化を図ることを目的とします。

### 申請方法

7月1日(金)～29日(金)  
(平日 午前8時～午後5時15分)

本町の災害情報は、防災無線のほかに左記のサービスもあります。ぜひ利用してください。

### 糸田町防災情報メール

メールアドレスを事前に登録するといじめ、防災情報をメールで受信できます。

### 登録用メールアドレス

t-ioda@sg-p.jp  
※空メールを送信して、登録申し込みください。

防災無線(電話料有料)  
FAX(文書)でも知らせします。

登録希望の人は電話かFAXで申込みください。

### テレホンサービス

防災無線が聞き取りにくい場合、電話で確認できます。

電話 0800-1200-2284  
(平日 午前8時30分～午後5時)

※通話料無料(エリヤ内のみ)  
▼電話 0947-26-1261  
※通話料有料  
(エリヤ外からの利用可)

糸田町ホームページ  
防災情報などは、ホームページからも確認できます。

### 主な助成事業

- ①一般「ミユーティ助成事業
- ②「ミユーティセンター助成事業
- ③青少年健全育成助成事業

### 助成対象

- ①「ミユーティ活動に直接必要な設備整備
- ②「ミユーティセンター・自治会集会所などの建設整備
- ③スポーツ・しき活動や文化・学習活動など、主に親子で参加するソフト事業の実施

### 助成金額

- ①100万円～250万円
- ②対象事業費の3/5以内  
(上限1500万円)
- ③30万円～100万円

### 申請方法

例年、8月下旬に翌年度の事業申請をおこないます。申請できるのは、各種助成事業の要

申込期間

7月1日(金)～29日(金)  
(平日 午前8時～午後5時15分)

### 問合せ

防災管財課  
電話 26-1232

### 申込方法

ホームページ(ORL)  
<http://www.town.itoda.lg.jp/>

### 申込期間

7月9日(土)～8月2日(火)  
(午後1時～午後3時)

### 場所

糸田町図書館  
電話 26-1232

### 定員

5人(抽選)

### 申込方法

小学校で配付するチラシ下部(申込用紙)を図書館カウンターに提出ください。

※開館時のみ受け付け  
※電話受け付け不可  
(チラシは、小学校図書室や町図書館などにも置いています)

※開館時のみ受け付け  
※電話受け付け不可  
(チラシは、小学校図書室や町図書館などにも置いています)

問合せ 糸田町図書館  
電話 26-0038(代)

### 申込期間

7月9日(土)～8月2日(火)  
(午前10時～午後7時)

### 場所

糸田町図書館  
電話 26-1232

### 申込方法

ホームページ(ORL)  
<http://www.town.itoda.lg.jp/>

### 申込期間

7月9日(土)～8月2日(火)  
(午前10時～午後3時)

### 場所

糸田町図書館  
電話 26-1232

### 申込方法

ホームページ(ORL)  
<http://www.town.itoda.lg.jp/>

### 申込期間

7月9日(土)～8月2日(火)  
(午前10時～午後3時)

### 場所

糸田町図書館  
電話 26-1232

### 申込方法

ホームページ(ORL)  
<http://www.town.itoda.lg.jp/>

### 申込期間

7月9日(土)～8月2日(火)  
(午前10時～午後3時)

### 場所

糸田町図書館  
電話 26-1232

### 本町災害情報のお知らせ

本町の災害情報は、防災無線のほかに左記のサービスもあります。ぜひ利用してください。

### 糸田町防災情報メール

メールアドレスを事前に登録するといじめ、防災情報をメールで受信できます。

### 登録用メールアドレス

t-ioda@sg-p.jp  
※空メールを送信して、登録申し込みください。

防災無線(電話料有料)  
FAX(文書)でも知らせします。

登録希望の人は電話かFAXで申込みください。

### テレホンサービス

防災無線が聞き取りにくい場合、電話で確認できます。

電話 0800-1200-2284  
(平日 午前8時30分～午後5時)

※通話料無料(エリヤ内のみ)  
▼電話 0947-26-1261  
※通話料有料  
(エリヤ外からの利用可)

糸田町ホームページ  
防災情報などは、ホームページからも確認できます。

ものではありません。  
※同事業が毎年募集されると  
ものは限りません。

補聴器無料相談会

補聴器販売店が無料相談会を行なっています。

おこないます。

※すべて午前11時～正午

9月9日(金)

9月12日(金)

9月15日(金)

9月18日(金)

9月21日(金)

9月24日(金)

9月27日(金)

9月30日(金)

10月3日(火)

10月6日(火)

10月9日(火)

10月12日(火)

10月15日(火)

10月18日(火)

10月21日(火)

10月24日(火)

10月27日(火)

10月30日(火)

10月31日(水)

11月1日(木)

## 介護保険に関するお知らせ

### 【介護保険負担限度額認定証の更新手続き】

介護保険施設を利用する際の食事と居住費の負担を軽減する負担限度額認定証の有効期間は7月31日(日)までです。引き続き必要な場合は、更新申請をしてください。

#### ◆対象者

生活保護の受給者、本人・配偶者・世帯全員が非課税の人で、預貯金などの合計が基準額以下の人。

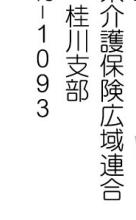
#### ◆申請期限

7月29日(金)まで

#### ◆必要書類

申請書、同意書およびすべての通帳の写し。  
※配偶者がいる場合は配偶者の同意書およびすべての通帳などの写し。

#### ◆提出先・問合せ



健康福祉課  
電話26-1241

▼福岡県介護保険広域連合

田川・桂川支部

電話49-11093

特別な事情がなく保険料を納めている人は、今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた額を、10・12・来年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。また納付書、口座振替などで納めている人は8月、来年3月まで納めます。

なお、今年度中に65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は年金天引きの開始が半年後、1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

※介護保険料はコトバンでも納めることができます。

介護保険料を年金天引きで納め受けられることがあります。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることができます。

より保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

難しくなったときは、申請にあお願いします。

※運営される介護保険制度について、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることができます。

より保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

## 堆肥無料配布のお知らせ

田川地区クリーンセンターでは、堆肥を無料で提供します。

### ◆予約・配付・問合せ

田川地区クリーンセンター  
電話63-4140  
(予約先着順)

平成環境衛生施設組合  
田川地区クリーンセンター  
電話63-4140  
平日午前9時～午後4時  
※正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く

※毎月の生産量に限りがあるため、予約数に達した時点で、その日の予約受付を終了する場合があります。

※配送はあこなつていません。その日の予約受付を終了する場合は責任を負いかねます。

※配達はあこなつていません。その日の予約受付を終了する場合は責任を負いかねます。

※作物の影響については、当組合は責任を負いかねます。

※配送はあこなつていません。その日の予約受付を終了する場合は責任を負いかねます。

※作物の影響については、当組合は責任を負いかねます。

※配達はあこなつていません。その日の予約受付を終了する場合は責任を負いかねます。

【介護保険負担限度額認定証の更新手続き】  
介護保険施設を利用する際の食事と居住費の負担を軽減する負担限度額認定証の有効期間は7月31日(日)までです。引き続き必要な場合は、更新申請をしてください。

◆対象者  
生活保護の受給者、本人・配偶者・世帯全員が非課税の人で、預貯金などの合計が基準額以下の人。

◆申請期限  
7月29日(金)まで

◆必要書類  
申請書、同意書およびすべての通帳の写し。  
※配偶者がいる場合は配偶者の同意書およびすべての通帳の写し。

◆提出先・問合せ  
健康福祉課  
電話26-1241

◆健康保険料を年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた額を、10・12・来年2月に年金天引き(本徴収)で納めます。また納付書、口座振替などを納めている人は8月、来年3月まで納めます。

来年3月まで納めます。  
なお、今年度中に65歳になつた人、広域連合外の市町村から転入した人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は年金天引きの開始が半年後、1年後となります。

りますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

や口座振替などで納付してください。  
※介護保険料はコトバンでも納めることができます。

介護保険料を年金天引きで納め受けられることがあります。

難しくなったときは、申請にあお願いします。

※運営される介護保険制度について、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることができます。

より保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

# やすらぎ

社会福祉協議会では寄せられた一般の募金や、香典返し、赤い羽根共同募金配分金により本町の地域福祉事業をおこなっています。寄付は社会福祉協議会事務局で受け付けています。  
**寄付・寄贈の受付先**  
糸田町社会福祉協議会 糸田町社会福祉センター内(役場横)  
電話26-4540 FAX26-3666

## 令和3年度 糸田町社会福祉協議会 で使われた費用をお知らせします

**支出総額 1億1,049万円**

### 本町から委託を受けている福祉サービス費 7,378万円

内訳：児童館、学童クラブ、社会福祉センター、老人作業所、文化会館にかかる人件費と運営費、地域交流拠点推進事業

財源：町からの委託料、事業収入、負担金収入

### 法人運営費 3,031万円

内訳：事務局人件費・運営費、福祉バス運行事業費、広報費

財源：町からの運営補助金など



### 本会独自事業費 61万円

内訳：小地域活動推進、ボランティア活動の推進、福祉団体活動支援

財源：皆さんの香典返しなど



### 共同募金配分金事業費 21万円

内訳：老人福祉活動、児童青少年活動、住民福祉活動、障がい児者福祉活動

財源：赤い羽根共同募金

### 臨時および会計年度職員の募集



募集条件など詳しい内容は、本会ホームページまたはハローワークの求人募集をご覧ください。



# 健康ひろば

kenkouhiroba  
日々の暮らしに役立つ健康だより



## 糸田町食生活改善推進員になりませんか？

■申込み・問合せ 保健センター 電話49-9020

皆さん食生活改善推進会（以下略称：食進会）を知っていますか？

食進会は、地域の食生活に携わる団体で、各市町村にあり、厚労省からも認められている団体です。

本町は長年の活動が認められ、平成30年に「厚生労働大臣賞」を受賞しました。今もなお、様々な場所で活躍しています。



3歳児健診のやつ作り、地区活動サロンのお弁当や男の料理教室など、多くのことに携わっています。

「人のために何かしたい」「健康に興味がある」「食に気を付けたい」など、興味のある人は食進会の一員になりませんか？

「食事について」「健康について」などを学ぶことができます。

すべての講義修了後に食進会の一員となります。



### ◆講義の予定

回数	日 程	時 間
1	10月 4日(火)	午後1時30分～午後3時30分
2	10月 18日(火)	午前10時～正午
3	11月 19日(土)	午前10時～正午
4	11月 25日(金)	午前10時～正午
5	12月 6日(火)	午後1時30分～午後3時30分

回数	日 程	時 間
6	12月 17日(土)	午前9時～正午
7	令和5年1月10日(火)	午後1時30分～午後3時30分
8	令和5年1月24日(火)	午前10時～正午
9	令和5年2月 7日(火)	午後1時～午後3時
10	令和5年2月21日(火)	午後1時30分～午後3時30分

受講内容は、調理実習・講義・地域事業参加になります。詳細につきましては、電話にて問合せください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況などによっては、日程・講義内容の変更いたします。

◆申込条件 ▶本町に在住の人(住民票が糸田町) ▶講義に参加できる人

※テキスト代金として、講義初日に1,210円を徴収します。

◆申込方法 電話にて申込みください。

▶電話 0947-49-9020 (担当：古賀)

▶受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

◆申込期限 8月31日(水)まで



こちらから  
料理の写真  
が見れます。



皆さまのご応募お待ちしています。

### マタニティサロンムーン

このサロンは、自分をじっくり見つめる時間を取り、あなたの身体を通して体と心に向き合い、産む力・産まれる力を感じてもらう場です。

#### ◆日程(全5回)

8月18日(木)・25日(木)、9月1日(木)・8日(木)、令和5年10月(予定)

◆時間 午前10時30分～午後0時30分(受付午前10時～)

※8月25日のみ午後1時まで

◆募集期限 8月10日(水)まで

◆対象者 毎回参加できる妊婦の人

◆参加費 香春町外の人は1回500円 ※要予約

◆会場 フレッシュワークかわら

◆定員 5人程度

◆申込み・問合せ 香春町役場 保険健康課 健康づくり係 電話32-8401





# 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ [6月15日時点]

接種費用 無料(全額公費)

ワクチンの供給量などにより変更の可能性があります。変更があった場合、ホームページなどでお知らせします。

## 4回目の接種について

**対象者** 3回目ワクチン接種から5か月経過した人

- ①60歳以上の人
- ②18歳以上で基礎疾患有する人。その他、重症化リスクが高いと医師が認める人。



重症化リスクが高い  
具体的な基礎疾患有については、厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」をご覧ください。

接種を受けるためには、必ず「予約」が必要です。  
電話もしくはWEBで予約してください(予約状況は  
WEBまたは糸田町新型コロナワクチンコールセン  
ターにて確認をお願いします)。

### 集団接種体制

場所／糸田町保健センター (ファイザー)

日時／8月6日(土)・27日(土)

▶午後1時～午後4時

8月7日(日)・28日(日)

▶午前9時～正午

▶午後1時20分～午後4時



### 個別接種体制

場所／糸田町立緑ヶ丘病院 (モデルナ)

日時／火・木曜日(祝日を除く)

▶午後1時30分～午後2時30分

場所／庄野医院 (モデルナ)

日時／月・金曜日(祝日を除く)

▶午後3時～午後4時



### 接種券の発送について

3回目接種完了時期から5か月が経過する対象者へ順次接種券を発送します。

※上記の対象者に該当する人で、接種券が届いていない場合は、糸田町新型コロナワクチンコールセンターまで問合せください。

## 予約方法について ※5歳～11歳の人は電話のみの予約となります。

- ① WEB予約(24時間対応) <https://jump.mrso.jp/406040/>
- ② 電話予約(平日 午前9時～午後5時) ※祝日を除く  
電話0947-26-9050 糸田町新型コロナワクチンコールセンター
- ③ 予約開始日 接種券が届いた時点で予約できます



問合せ

糸田町新型コロナワクチン  
コールセンター

電話 **26-9050**

午前9時～午後5時  
※土・日曜日、祝日を除く